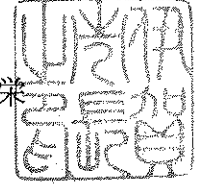




伊 同 第 1229 号
2020（令和2）年12月22日

伊賀市議会議員 様

伊賀市長 岡 本



文書質問に係る追加回答について

2020（令和2）年8月20日付伊同第685号で文書回答した八幡町の公有地における駐車場管理の質問項目2にあった調査結果について、別紙のとおり追加回答（報告）いたします。

事務担当 人権生活環境部同和課
杉野、山本
電話 22-9689（内線2621）

八幡町駐車場に関する調査報告

1 調査の項目及び方法

(1) 八幡管理組合の会計処理及び決算報告について

八幡町駐車場の管理を行っていた八幡管理組合による適切な会計処理及び決算報告はなされていたか。

[調査方法]

八幡管理組合、八幡町自治会及び八幡町住民自治協議会の現役員、元役員への聴き取り調査

八幡町市民館、同和課、建築住宅課に所属する現職員及び元職員への聴き取り調査

(2) 八幡管理組合の決算報告書の作成への市の職員の関与について

八幡管理組合の決算報告書の作成に、市の職員の関与があったか。関与があった場合、それはどの程度であったか。

[調査方法]

伊賀市のパソコンに保存されているデータの調査

(3) 八幡町駐車場にかかる行政財産目的外使用料の減額について

八幡町駐車場の使用料が平成26年度、平成27年度及び平成28年度にそれぞれ減額されているが、減額の根拠や経緯はどのようなものであったか。

[調査方法]

八幡管理組合による会計処理及び決算報告にかかる資料の精査

2 調査チーム

調査担当職員 4名

3 調査結果

(1) 八幡管理組合の会計処理及び決算報告について

[判明した事実]

平成29年度会計決算報告により、駐車場料金の一部が八幡町自治会へ支払われたことは確認できたが、関係者が死亡しており、どのような目的で支払われたかは明らかにならず、詳細は不明であった。

〔問題点〕

伊賀市行政財産目的外使用料条例及び伊賀市公有財産管理規則には、使用者に対し事業実績報告書や収支決算書の提出を求める規定がないことに加え、市が調査を行う権限を有しておらず、適切な会計処理が行われているかどうかは確認できていない。

(2) 八幡管理組合の決算報告書の作成への市の職員の関与について

〔判明した事実〕

八幡町市民館職員が使用するパソコン内に八幡管理組合の平成29年度の会計決算書のデータが保存されていた。

これは、担当職員がパソコンに不得手な組合員から入力作業を依頼され、相手方から提示のあった手書き作成による決算書をパソコンにて清書入力したものであった。外部団体の事務はその団体事務局が行うべきであるにも拘らず、事前に上司に相談や報告をせず自らの判断で、依頼されるがまま引き受け勤務時間内に本来の職務ではない事務を行っていたことが確認された。

〔問題点〕

地域の環境美化や住民の自立向上に結びつく事業を支援する意図であったとしても、決算書作成そのものではなく、事務上の技術的助言にとどめるとの判断をすべきであった。このことは職務専念義務に違反する。

(3) 八幡町駐車場にかかる行政財産目的外使用料の減額について

〔判明した事実〕

行政財産目的外使用料については、平成26年度、平成27年度および平成28年度にそれぞれ前年度より減額されていた。減免額に関する根拠資料は存在せず、一部決裁等について不適切な事務処理が見られた。

〔問題点〕

八幡管理組合から、「駐車料の滞納者の増加に伴い収入が減少したため、市への使用料を減額してほしい」と依頼があった際に本来の決裁区分ではない区分にて使用許可の決裁が行われた。

行政財産の目的外使用料の減免の決定については市長の権限に基づいて行われるものであり、本来であれば、事前に上司に相談や報告をした上で、使用者から決算書やその他必要書類の提出を求め減額の根拠を明らかにし、市長決裁を受けなければならないが、これが行われておらず、不適切な事務処理であった。

4 今後の方向性（改善点）

(1) 駐車場管理について、透明性が確保された適切な運営とするため、相手方と協議し、平成 31(令和元)年度以降は、市が定期的に関係書類の確認を実施し、決算の報告を求め確認を行っているところであり、今後も市による書類等の確認を継続する。

(2) 当該地域については、市営住宅入居者の駐車場が整備されておらず、市行政を補完する事業であることから、行政財産目的外使用申請により駐車場用地として使用を許可している。また、問題発生時の緊急対応等、利用者に対しきめ細かな対応が可能のため、現在、住民主体の運営に委ねている。

令和 2 年度からは住民自治協議会が運営主体となったところであり、一部の人だけでなく広く地域住民に対して、定期的に決算や運営状況等の報告を行っていくよう要請しているが、併せて、地域住民の自立、住民自治組織の活性化の視点を踏まえ行政として必要な情報提供や助言、支援を行うことが必要である。

(3) 行政財産目的外使用の使用料については、平成 31(令和元)年度から、使用許可条件として「収入が支出を上回った場合は、その差額を使用料として納めること」としている。令和元年度決算時には、使用料として決算剰余金の全額が市に納められており、これを継続していく予定である。

今回の調査結果から、使用料減免について必要な決裁手続きを怠った当時の担当職員、職務専念義務を怠った当時の担当職員に対しては、懲戒処分の有無について検討することが必要である。

併せて、市としてこれまでも適正な行政運営に努めてきたが、職員に対して改めてコンプライアンス遵守及び公務員倫理の確保について周知徹底を行い、再発防止と当事業の更なる透明性の確保を図っていく。